

佐賀県告示第371号

佐賀県母子自立支援員設置規程（昭和26年佐賀県告示第634号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月16日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県母子自立支援員設置規程</u></p> <p>第1条 母子家庭等及び寡婦の自立の促進及び福祉の増進を図るため、<u>佐賀県母子自立支援員</u>（以下「支援員」という。）を置く。</p> <p>第2条 支援員は、前条の目的を達成するため、第1号から第7号までに掲げる業務を郡の区域において、第8号に掲げる業務を市及び郡の区域において行う。</p> <p>(1) 配偶者のない<u>女子</u>で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の自立に必要な情報提供及び指導</p> <p>(2) <u>母子福祉資金</u>及び寡婦福祉資金の借入れに関する相談</p> <p>(3) 配偶者のない<u>女子</u>で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の職業能力の向上及び求職活動に関する支援</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>母子福祉資金</u>及び寡婦福祉資金の償還指導</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県母子・父子自立支援員設置規程</u></p> <p>第1条 母子家庭等及び寡婦の自立の促進及び福祉の増進を図るため、<u>佐賀県母子・父子自立支援員</u>（以下「支援員」という。）を置く。</p> <p>第2条 支援員は、前条の目的を達成するため、第1号から第7号までに掲げる業務を郡の区域において、第8号に掲げる業務を市及び郡の区域において行う。</p> <p>(1) 配偶者のない<u>者</u>で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の自立に必要な情報提供及び指導</p> <p>(2) <u>母子父子福祉資金</u>及び寡婦福祉資金の借入れに関する相談</p> <p>(3) 配偶者のない<u>者</u>で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の職業能力の向上及び求職活動に関する支援</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>母子父子福祉資金</u>及び寡婦福祉資金の償還指導</p>

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。